



拾月訪問記

時又の商業者は斯く語る

時又よ、何処へ行く！ 且つて天龍川の港として、郡下の物資集散地であつた本村時又町も、交通関係の発達と、交換経済の発展変化に依つて昔の繁栄はなくなりつつあるが、傳統の中にたくましい商魂に生くる商業者は、各々の業態を通じて縣下に町の発展を考へつゝある。

時代は交る。その変化の中に農村の消費力を對照にした、小さな商店街が農家経済の変動と共に苦惱をもちつゝも、いかにして税金功勢に屈せず立つか、どうしたら竜丘の商工業を發展せしめらるか、街頭録音のつもりで村の新聞記者は訪問して各々語る言葉を録音した。

本村世帯數九七七、内農業六三七を除くと、商工業、俸給生活者、勤労者となる。どこの農村にもある中小企業の苦惱は、こゝだけ例外である筈はない。

吾が村も常にこの多数の農家以外の村民の生活と經濟を考へた村政がいかに必要であるか考察の一端にした。

某藥屋さんのお店にて

昨夜より降り続けた雨も嘘の様にかかりと晴れた二十二日(日曜日)。朝いづも瀬際までこなければ物を運べない記者は、例によつてギリ／＼一杯、二十二日締切の原稿を書いたため予定された某藥屋へお店拜見に伺つた。

途中にてあそここの町内は今朝山行きに行くに聞いて出掛けたら、大急ぎで急いで店に飛び込んだ。案の定御主人は奥様に送られ門先に靴をはきこうとしていらる。

「村報の記事を載せに來た」と來意をつげると、「今山へ出掛けるところですが、」とちよつと顔を見合せる。こゝで行かれてしまつては大変、むりやりに引き止め様と思つていたが流石は時又商工會總元締をしてゐる此の家の主人「帰つてからにしてくだらない」「さあ／＼どうぞ」と又引返し中に招き椅子を進めて下さつた。いたつて氣の小さい記者はかえり恐縮してしまふ。「時又商工業の發展について如何ですか」と一問すれば「これはむづかしいね」と

根本らしい。近く操業開始をのりやく云々される天龍社への期待は大きい。「税金の負担の問題は如何ですか」「昔は三拾五圓納めれば大差納めた人でしたが今は賣上金の二割を税金に見ておかねばならぬから大変だ。飯に私の家の収益が二拾萬圓あつたとしても、其の申一〇萬圓は税金に取られてしまふから、あとの九〇萬圓で生活するのは非常に苦しい。否苦しいどころか九千圓余りでは交際費等も大分かかるからどうしても生活出来ない」とちよつと切實なところを話してくれ。

「村民税の關係は如何でせう」「現在は固定資産税、事業税所得税から徴収されるが、商人は事業税が多いから非常に痛い。此の地方税法も過渡期で非常に色々の良否のある点は致しかたないが出來たら固定資産税と所得税を中心に取り替へてもらへば公平ではないか」との事

「村税の割合は商工業者と農家と如何でせう」「これははつきりした数字はつかぬが、商工業者が昨年の場合では四〇%、内時又が三二%位出してゐるのではなからうかと思ふ」「で税金も一家の家計をまかなうように、お互に一國のまかないをやるにもどうしてか一定の予算はいるのだから、

「某書籍店の狀況は」きれいな婦人雑誌のボスターが丁度「のれん」の様に貼り廻らされてゐる中をくぐる様に入る。明るい燈の下、きれいな雑誌が並べられてゐる。目につくのは「時又」の雑誌が何冊か思はせたりして目につく。奥へ招かれる。待の間もなく主人が鏡湯から出て來る。色々と説明する中、どうやらほやけた記者の頭にもいくらか判りかけた様子があつた。要は工業を誘致し商と工とタイアップし映画館等を作り大いに外貨の吸収を計り人の出入を多くする事が

「某衣料品店を訪ねて」冬に向ひ吾々貧しき階級にとつては衣料品の値上りは關心の的である。朝鮮動亂の影響如何と問へば、主人公記帳の手を休めたが、現在横ばい上りを見せながら「横ばい」とのこと、一安心であるが、續く言葉が悪い。「しかし特意味の觀光事業ではなからうか、之と合せて日常のサーヴイスが大事だ」

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

「一なるほどね」又時又商工會でも現在村議へ二名出てゐるからその点からこの線を通過して理解していただく。「とかく生計がちな百姓の人達と一般の商家の人達との利害關係、生活環境からすると、この惡感情をすて、お互にその立場を理解し、時又に劇場が出來れば時又がもうかる切實な面を云はさず、ひいてはそれが村財政の上にも又色々の面におい村全体がうらやましいこと。今後魚屋も清潔になるのはうれしい。

某文房具店

最近問口を廣め調ゆる文房具に化粧品、こまもの、其の他等の販賣品は實に巧妙に並べてある。税金が良きさうであるので、税金が主人に聞くと、「一昨年当りとは比較し、昨年からずつと高くなつてやうな感じが、未だ事業税は拂いきれない状態です」との主人は時又商工會の商業部長としての深い考えを述べられてゐる。主な処をあげれば劇場、旅館の必要事はもちろんだが、經濟面でも最近の状況には向かない。そこで長石寺の自然の風景を利用して、人工的に花を植えるとかして公園を作る。これはさうとうと具休化されつゝある様子。とくに

某魚屋さんでは

中配移轉問題にからんで商工會役員は職を離れ、このところ緊迫した空氣のたゞやう時又町。問題の中配をのぞけば、明るい電燈のもと、三人が談笑してゐる。静かなものである。

三面中段へ続く

「三面中段へ続く」

村の歴史 (五)

(中田美穂)

三世封建制(統)
封建制を豊臣秀吉に至つて
其の完成を見た。即ち莊園制
度は崩れて大名領國の知行制
度による武家政治になり、徹
底的な兵農分離政策が實施さ
れた。

A、刀狩

武士は農村に住んで農民を
郎党下人などに使役したので
農民でも武器を持つて戦闘に
従うこともあり、その一機な
どもあつたので、農民所持の
刀脇差、弓、鐵砲、槍等の武
器一切を没收して、京都の方
廣寺の大佛の資材にした。

B、検地と石直し

武家政治の經濟の基礎は土
地で、土地經濟の根本は米に
あるから土地の種類、反別、
生産高、耕作者を調べて、領
主の土地人民の支配、年貢の
徴收のために検地が行なわれ
たが、秀吉の検地は土地丈量
法を一定し、六尺三寸平方を
一步に、三十歩を一セ、十七
を一反、一反を一町とした。

C、聚落の発達

莊園の崩壊と武士の擡頭で
農民の聚落は領主(武士)に
隷屬し、其の驅使の下に農業
經營をしてゐた。

D、上川路

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

界や地名等は莊園領主亦は地
頭、御家人の定めたものでこ
の中世期に於てはつきりした
A、駄科村の地名私考
『下條記』に田科惣藏の名が
見えてゐるし『諏訪造宮帳』
に出科郷とあるから、出科、
田科等と呼んだ時期があつた
I、殿様(小笠原氏)が居
住してゐたのが殿岡で、鈴岡
は其の出城(即ち出科)が地
名となつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

運滞を防ぐ連帯責任や、
犯人発見の相互檢察(密
告)に利用された。
孝徳天皇白雉三年四月の
令に始まり、秀吉が採用
し、徳川家康が完成した
⑧、氏神社の創建
吾が竜丘村の古代社會は古
墳文化で表現するようには、強
大な政治權力を有した人々が
居住してゐた事は先に書いた
通りであるが、其の支配者の
下で農民を役使してゐた人達
が武士だ。其の武士が政治的
權力を確立して、封建社會を
つくり、各領土を所領した。
そこで古代社會を有力な人
が居た土地には比例して強力
な武士が之に更替した。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

『村内訪 某文具店
問記』(二面より続き)
かく觀光遊園地化する事、お
互い個人々々が理解する協力
と、道徳心の向揚により一時
令に始まり、秀吉が採用
し、徳川家康が完成した
⑧、氏神社の創建
吾が竜丘村の古代社會は古
墳文化で表現するようには、強
大な政治權力を有した人々が
居住してゐた事は先に書いた
通りであるが、其の支配者の
下で農民を役使してゐた人達
が武士だ。其の武士が政治的
權力を確立して、封建社會を
つくり、各領土を所領した。
そこで古代社會を有力な人
が居た土地には比例して強力
な武士が之に更替した。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

赤い」と云はれる青年はむし
る幸福だと思ふ。何是ならそ
の青年はそう云う人よりもよ
り政治を吟味し、觀察し、批
判する未來の社會への洞察力
を持つてゐるからである。
即ちそれだけその青年は進歩
的であると云えるのである。
政治に常に妥協はない、批判
しその進歩である反撥力は常
に次の世代への推進力となる
のである。常に政治を批判す
る人を誹謗する人々、常に
政治に妥協してゐるのは、進歩
的でない理である。未來の夢
を見る青年にとつてこれはま
ことに不幸な事ではないだら
うか。青年よもつと政治を批
判し妥協な社會を築き上げよ
うではないか。クレオパトラ
の鼻がまがつていなくても、
歴史はもつと／＼發展し變つ
て行くのだ。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

この問題にこの批判をする
事を聞いて、指導的立場に立
つ者の心すべきものと心に感
じた。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

全村運動会のスケヤダンス
に且つてない程多くの婦人会
女子青年團員が出席したが、
男性側がその割に少く比率が
異つて居た。來年はオヂサマ
達ももつともつと手をたない
で踊る様な雰囲気をはしり
ものだと言ふ声があつた。そ
のま、御取次しておき度い。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

「徒草」の第八十七段に
「酒飲ますこととて」下
部に酒飲ますこととて「下
の例話を引いて訓して居る。
しもべでなくとも人はとも
れば酒に溺れ過ぎ易い、泥酔
の極楽となる爲に飲む酒が
他人に不快を與へる様な飲
み方はお互に反省したい。
特に公職に立つ人々の立場は
「しもべ」でなければならぬ。
まよふなり易い。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

雑感

(中平志郎)

昨今の新聞の三面記事には
強盗、サギ、心中の多きには
驚く。特に心中沙汰に於ては
悲愴の心中行ではなくして生
活苦になやみ／＼ぬいての果
ての哀れな一家心中なのであ
る。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

「徒草」の第八十七段に
「酒飲ますこととて」下
部に酒飲ますこととて「下
の例話を引いて訓して居る。
しもべでなくとも人はとも
れば酒に溺れ過ぎ易い、泥酔
の極楽となる爲に飲む酒が
他人に不快を與へる様な飲
み方はお互に反省したい。
特に公職に立つ人々の立場は
「しもべ」でなければならぬ。
まよふなり易い。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

「徒草」の第八十七段に
「酒飲ますこととて」下
部に酒飲ますこととて「下
の例話を引いて訓して居る。
しもべでなくとも人はとも
れば酒に溺れ過ぎ易い、泥酔
の極楽となる爲に飲む酒が
他人に不快を與へる様な飲
み方はお互に反省したい。
特に公職に立つ人々の立場は
「しもべ」でなければならぬ。
まよふなり易い。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

「徒草」の第八十七段に
「酒飲ますこととて」下
部に酒飲ますこととて「下
の例話を引いて訓して居る。
しもべでなくとも人はとも
れば酒に溺れ過ぎ易い、泥酔
の極楽となる爲に飲む酒が
他人に不快を與へる様な飲
み方はお互に反省したい。
特に公職に立つ人々の立場は
「しもべ」でなければならぬ。
まよふなり易い。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II、田租は米納、一村単位に
賦課される。畑租には金
納のものもあつた。

B、桐林村

I、古くは切林で樹木を伐
切して開拓した意味か。
II、桐の木が自生が多かつ
た。
III、遠山地方の霜月祭に
『きりばやし』と稱して祭典
準備に御幣や垂紙を切る事と
湯木ひきげを掘ることが有り
その祭典の神樂歌に
『きりばやし誰かば請す
きりばやし誰かば請す
伊勢の國 ようだが森の
彌富が請す』
とあるが、この祭典と桐林と
の關係は未だ解決できぬ。

C、時又

行基が作った泊船処(港)の
存在地で、舟の時を俟つ事が
語源と思ふ。

D、上川路

川尻の轉訛が川路で、下川
路に對し上川路である。

E、長野原

寛文十二年(一七七八年)
前) 駄科村から分村したので
地名も其のまま、長い原野の地
と考へてゐる。

「徒草」の第八十七段に
「酒飲ますこととて」下
部に酒飲ますこととて「下
の例話を引いて訓して居る。
しもべでなくとも人はとも
れば酒に溺れ過ぎ易い、泥酔
の極楽となる爲に飲む酒が
他人に不快を與へる様な飲
み方はお互に反省したい。
特に公職に立つ人々の立場は
「しもべ」でなければならぬ。
まよふなり易い。

A、農村内の階級制度

I、領主
II、代官
III、村方三役
IV、名主、庄屋(村長)
V、組頭(名主庄屋の輔佐)
VI、百姓代(村民の代表者)
VII、本百姓(村の正式の構
成員、田畑十石(一町歩)
以上を持ち檢地帳に名前
を記載されてゐる者)
VIII、水呑百姓(檢地帳に載
らない小百姓で、名子、
被官とも言われ、オヤカ
タ、コカタ關係で本百姓
に從う者)
IX、農民に對する統制
I、年貢
II

